

# 名古屋大学の源流についての覚え書

—明治四年仮病院・仮医学校の設立時期の再検討—

吉川卓治

## はじめに

一九三九（昭和一四）年三月三一日、勅令第一二二号により「名古屋帝国大学官制」が公布され、翌四月一日に名古屋帝国大学が創設された。名古屋帝国大学は、一九四〇（昭和一五）年五月一日に「本学創立記念日ヲ五月一日ト定<sup>〔一〕</sup>め、現在においてもそのまま五月一日が創立記念日として引き継がれている。この五月一日が創立

記念日に定められた根拠について、三年後の一九四三（昭和一八）年五月に発行された『名古屋帝国大学創立概要』には次のように述べられている。

「名古屋藩に於て始めて病院を設け次で医学校を置いて診療と医育を開始したのが明治四年五月であつて（中略）その始源たる病院、学校の開始期は正に本学の記念すべき時である。又名古屋医科大学が国営として事業を開始したのは昭和六年五月一日で、爾来同大学は毎年五月一日を以て永く創立を記念し來つたのであつて、この両者を參照して我が名古屋帝国大学の創立記念日を設定されたことは、誠に意義深いものがあると言はなければならぬ」<sup>〔2〕</sup>

つまり、大学の名をもつて公的に刊行されたこの文献においては、①名古屋帝国大学の源流とされる名古屋藩の「病院」（＝「名古屋藩仮病院」と「医学校」（＝「名古屋藩仮医学校」）が明治四（一八七二）年五月に開設されたこと、②名古屋帝国大学医学部の前身である名古屋医科大学の官立移管の日が一九三一（昭和六）年の五月一日であり、同大学がその日を創立記念日としてきたこと、以上の二点が根拠であるとされているのである。<sup>〔3〕</sup>

このような名古屋大学の創立記念日の二つの根拠のうち、前者すなわち名古屋藩仮病院・仮医学校が明治四年五月に開設されたという点について、近年、重大な疑義が提出されてきている。山田英雄氏・島岡真氏は、明治四年の八月を仮病院設立の時と主張している。<sup>〔4〕</sup>また、井上知則氏も五月説には疑問を投げ掛けている。<sup>〔5〕</sup>

仮病院・仮医学校の設立が五月であったのか八月であったのかというのは、たんに創立記念日にかかるだけの小さな問題に思われるかも知れない。しかし、明治四（一八七二）年七月一四日には廢藩置県の詔書が出されたことを考慮するならば、仮病院・仮医学校の設立の主体がどこであったのかという問題が生じてくる。すなわ

ち、設立が五月であったならば名古屋藩が仮病院・仮医学校の設置主体であったといえるが、八月ならば、その設立主体は名古屋県ということになり、名古屋大学が長いあいだその「濫觴」として認知してきた名古屋藩・仮病院・仮医学校というものの自体が存在しないことになる。

本稿は、名古屋大学の源流である仮病院・仮医学校の創設に関する文献およびその根拠となつた史料に新たに発掘された史料を加味して整理し、仮病院・仮医学校の設立時期を再検討しようとするものである。

## 一 五月説の系譜と史料

名古屋大学においては仮病院・仮医学校の設立は明治四（一八七一）年五月とされてきた。まず大学が公刊した文献上においてこの五月説の系譜をたどると、井上氏の述べているように現在の『名古屋大学一覧（昭和六三年度・平成元年度）』の「沿革概要」にある五月説は、『愛知県立医学専門学校及愛知病院一覧』<sup>(8)</sup>等を経由して一八八〇（明治一二）年に刊行された『愛知県公立病院及医学校第一報告』（以下『第一報告』と略記）における「沿革略」の記述にまでさかのぼることができる。また、名古屋市蓬左文庫に所蔵されている徳川家旧蔵の『明治初年ヨリ全二十年ニ至ル 愛知医学校概況』のなかの「愛知医学校及病院沿革概略」においても「当愛知病院ハ明治四年五月旧名古屋藩ノ時本藩元評定所ヲ以テ仮病院トナシ次テ元町役所ヲ以テ仮医学校ニ充テ管下人民ノ疾病ヲ救療シ併セテ医師ノ子弟ヲ教育セシヲ以テ当院校開設ノ濫觴トス」<sup>(9)</sup>とされているように五月説がとられていく。この記述は、後に掲げる『第一報告』のそれとよく似ており、おそらくは『第一報告』に拠りながら記されたものと考えられる。

さらに、このような公的な『学校一覧』のみでなく、愛知県立医学専門学校校友会によつて一九一四（大正三）年十二月に、同校の鶴舞移転を記念して刊行された『新築開校記念号』においても五月説がとられていることからも窺えるように本学においては公的なもの半公的なものを問わずつねに五月説がとられてきたのである。<sup>10)</sup>

このような五月説をはじめて本格的に名古屋大学の歴史のなかに位置づけたのが一九六一（昭和三六）年に刊行された『名古屋大学医学部九十年史』であつた。同書は、本学医学部の歴史を叙述したものであるが、本学の前史が医学校、医科大学であり、またこれまで本学においては「正史」が編まれたことがなかつたことから、「準大学史」的なあつかいをうけ、医学史、教育史、地方史の分野において広く利用されてきた。<sup>11)</sup> 実際、その記述は体系的かつ詳細である。しかしながら、仮病院・仮医学校に関しては、名古屋大学がそれ以前から採用してきた五月説を踏襲しており、しかも井上氏の指摘するようにそれに関する記述にも若干の問題がある。<sup>12)</sup>

これらの五月説は、いずれも『第一報告』の「病院沿革略誌」（以下「沿革略」と略記）の記述に依拠しているといつてほほ間違いない。それ故、この「沿革略」がいかなる史料に拠つて書かれたのかということが問題となる。「沿革略」の依拠した史料は不明であるが、『第一報告』の編集全体に用いられた史料として「決議留至明治六年  
自明治十三年 明治十三年上申書 御巡幸奏上一卷 舎長局日誌<sup>自明治十一年</sup> 至同<sup>十三年</sup> 医学校教員局日誌<sup>自明治十二年</sup> 至同<sup>十三年</sup> 生徒賞罰録 各局諸表<sup>13)</sup>」があげられている。これらの史料は現存していないためその内容を確かめることはできないが、これらの史料名を見るかぎりは、明治四（一八七一）年のときの直接的な記録は使用されなかつたことになる。つまり、『第一報告』も直接的な一次史料を使用することなしに、この「沿革略」を記述した可能性がたかいと考えられる。

ここでもういちど「沿革略」の記述をみておこう。

「当愛知県病院ノ開設ハ明治四年五月旧名古屋藩ノ時本藩元評定所ヲ以テ仮病院ト為シ元高崎藩医士張三石ヲ教師ニ聘シ次テ元町役所ヲ以テ仮医学校ト為シ張三石ヲシテ教師ノ任ヲ兼ネシメ元刈屋藩医士鈴木甲蔵ヲ雇テ助教ト為シ管下人民ノ疾病ヲ救療シ併セテ医士ノ子弟ヲ教育ス然レトモ明治五年二月病院ハ廢藩ニ由テ閉院シ医学校ハ同五年八月文部省学制変革ニ由テ廢校ニ及フ」<sup>[14]</sup>

五月説の特徴は、旧藩時代に仮病院が設置され、廢藩置県によつて「経営の主体が全く変革されたために、自然消滅に陥つた」<sup>[15]</sup>と従来から説明されてきたように仮病院の開設から廃止までの流れが論理上の整合性をもつてゐることである。しかし、この点は、廃止が廢藩置県直後ではなく、半年近くたつた翌五（一八七二）年二月であることや『名古屋大学医学部九十年史』がすでに紹介している「名古屋県病院規則」の存在（後述）、のちに掲げる「義病院設立の布告」に記されている内容などを加味するならばやや無理がある。とりあえずここではその点を指摘するにとどめ、具体的な検討は後におこなうことにする。また仮医学校については明確に明治四（一八七一）年五月の仮病院開設に「次テ」開設されたことが記されていることがもう一つの特徴として指摘されよう。

以上のことから五月説の特徴をまとめておくと、以下の四点にまとめられる。

- (1) 五月説はその源を二次史料である『第一報告』の「沿革略」にもつ。
- (2) その「沿革略」は明治四年時の史料に依拠して記述された可能性は薄い。
- (3) しかし、五月説は、仮病院の開設から廃止までの見掛けの論理的な整合性はあり、わかりやすい。
- (4) 明確に時期は示されていないものの仮病院に「次テ」仮医学校を開設したことが明示されている。

## 二 八月説の系譜と史料

一方、八月説は、どのようにたどることができるであろうか。先に述べた山田氏・島岡氏は、「明治四年七月、広く県内に新文明下の新しい医療の開始を布告し（貧窮者は無料）、県下医師達の修学を呼びかけ、翌八月に病院は開業する」と述べている。この八月説は、山田・島岡論文以前から名古屋大学の外では採用されることが多かつた。たとえば、一九四一（昭和一六）年に著された『幕末尾張藩医史』においては、「斯くて明治の初年に至り、医学修業の殿堂を失つた名古屋は、如何にしても其の講習所設立の急務なるを感じ、明治二十三年の頃、石井隆庵・中島三伯・伊藤圭介の三氏連署して、其の開設を請願するに至つた。茲に於いて明治四年八月に至りて、旧評定所跡に病院を設け、洋医張三石が教師となり、患者診療と同時に医学の講習を行ふこととなつた」と八月説がとられている。ここでは病院が開設されそこで医学教育が行われたと述べられている。

また、一九三八（昭和一三）年に編まれた伝記『三輪徳寛』においても「明治二年石井隆庵、中島三伯、伊藤圭介等が医学講習所を開く建議をして、之が実現されたのは同四年八月の事である。旧評定所跡に病院を開き、張三石（ポンペ及松本良順門下上州高崎松平臣）を教師に聘した」とされ、八月説が採用されている。ここでは「医学講習所」の開設が明治四（一八七一）年八月であり、病院に関しては明確に八月とはしていないものの、文脈から同じ月と考えてよいであろう。そしてさらに遡つて一九一五（大正四）年に編まれた『名古屋市史 学芸編』においても、「斯くて明治に至り、医学修業の学館を失ひ、加ふるに西洋医術の進歩を図らんが為めには、新に序の必要を感じ、是に於て明治二十三年の頃、石井隆庵、中島三伯、伊藤圭介の三氏連署して、講習所を

開かんことを請ふに至れり（中略）明治四年八月、旧評定所跡に於て病院を開き、洋医張三石を教師に任命したるは、是等の事情に依れるなる可し<sup>(19)</sup>として八月説がとられている。管見の限りでは、八月説はこの『名古屋市史』において採用されたのが最初であると思われる。

このような八月説の根拠とされる史料は何であろうか。『幕末尾張藩医史』および『三輪徳寛』では史料が明記されていない。しかし、発行年、記述の内容などからみて先に刊行されていた『名古屋市史』がその記述に影響を与えたと考えられる。この『名古屋市史』には『椋園時事録』という史料に依拠していることが記されている。『椋園時事録』は、幕末維新期の尾張における国学者山田千疇の日記である。その「明治四年 辛未雑記」八月の部分に「同日（九日—筆者註）於元評定所病院開業 教師洋流医張三石<sup>(20)</sup>」と記されていた。『名古屋市史』における八月説の根拠はその記述によるかぎりこの『椋園時事録』の記述のみによるものである。この『椋園時事録』も同時代人の日記とはいえ二次史料であることから、『名古屋市史』の提示した八月説も五月説と同様、決め手に欠けるといえよう。

このような状況に終止符をうつたとみられるのが先の山田・島岡論文である。同論文には史料および出典は直接明記されていないが、仮病院の開業に関しては山田氏・島岡氏の掘り起こした以下の三つの史料に依拠している。

### 史料①

「医師ハ司命至重ノ業ニ有之方今開化ニ隨ヒ洋法日ニ開ケ於

朝廷上モ格別ニ御世話被為在候折柄今般張三石ヲ雇病院ヲ開候間医術世襲之輩ハ勿論市在之医師ニ至迄

御主意ヲ奉戴シ銘々奮興普ク洋医ノ医療ヲ精研シ晨昏勉励練熟成立ヲ期シ一時ノ浮虚ニ不流上  
朝旨ニ適シ下衆庶ヲ救候様厚可心掛事

辛未七月  
名古屋県

(『明治四年 旧藩書類綴』 德川林政史研究所所蔵)

## 史料②

「布告書

今般当県元評定所ニ仮病院ヲ取建明九日開業イタシ候間疾病ノ者ハ士族卒ヲ始農商ニ至迄普ク治療ヲ請候様可致事  
但規則等之儀ハ同所ヘ可承合事尤他管下之者ニテモ治療ヲ受候儀ハ不苦候事

辛未

名古屋県

(『明治四年 旧藩書類綴』 德川林政史研究所所蔵)

## 史料③

「八月八日

一左之通御布告

今般当県元評定所ニ仮病院を取建明九日開業イタシ候間疾病之者ハ士族卒ヲ始農商至迄普ク治療ヲ請候様可致事  
但規則等之儀ハ同所江可承合事尤他管下之者ニテモ治療を請候儀ハ不苦候事

辛未

名古屋県

(『御触留 明治二一五年』、愛知県公文書館所蔵)<sup>21</sup>

これらはいすれも廢藩置県後、名古屋藩から名古屋県にかわった直後の県の記録のなかに残されていたものであり、一次史料ということができるであろう。史料①は七月の時点で張三石を招いて病院を開設する計画が具体化しつつあつたことを示しており、史料②には、仮病院の開業する具体的な場所と日につちまで明記されている。また史料③は②と多少の字句の違いがあるのみであり、②の事実を裏付けている。さしあたりこれらの史料によるだけでも八月説は充分に根拠のあるものになるといえよう。

さらにこのほか、八月説を裏付ける史料について若干補足をしておくと、次の三点があげられる。

#### 史料④

「○十日

今般当県之元評定所ニ仮病院を取建明九日より開業いたし候間疾病之者ハ士卒を初メ農商□□普く治療を請候様可致事  
但規則之儀者同所江可承合事尤他管下之者ニテモ治療を請候義ハ不苦候事

八月八日」

(小寺玉晁（明治四年辛未） 見聞雜々集 三 名古屋市蓬左文庫所蔵)

#### 史料⑤

「維新已來

東京ニ於テハ大病院ヲ設ケ給ヒ其他各地方ニ至テモ往々其盛挙ヲ仰キ是ニ傲フハ他ナシ宇内ノ万民無病健康ニシテ各其産業ヲ勉励スルハ家国富饒ノ基礎ナレハナリ本県ニ於テモ昨秋病院ヲ建置レシニ県政改革ノ際一時廃止セラレ旧院ニ從事スル者因循傍観スルニ忍ビズ因テ今回新ニ社ヲ結ビ官ニ乞フ 官其挙ヲ称譽シ給ヒ義病院ヲ創立シ再び教師張三石ヲ招請シ薬品ハ勿論諸器械ニ至ルマデ精鍊蓄積シテ深切需用ニ応セシム希クハ病者ノ貴賤遠邇ヲ論ゼズ其治療ヲ施シ其疾

苦ヲ救ヒ國家ノ益アラン事ヲ

壬申 八月

名古屋第四区一小区二番

義病院

右之通病院ヨリ申出候ニ付兼而布告ニ及置候通人命を重する之旨趣銘々厚く相心得尋常壳藥又ハ庸医之手ニ治療をうけ生命を誤らざる様重症ハ勿論軽証たりとも可成義病院ニ於て治療を受候様致へきもの也

壬申 八月

愛知県<sup>(23)</sup>

(中村新三氏所蔵)

## 史料⑥

「名古屋県

### 病院規則

#### 病院規則

家国富饒ニシテ上下又安ナルハ天下ノ万民無病壮健ニシテ人々其産業ヲ勉励スルヨリ基ス方今維新開化ノ隆運ニ当リ

皇京二大病院ヲ設ケ給フ者蓋シ之カ為ナリ各地方ニ至テモ亦往々其盛景ヲ仰テ之ニ倣ヘリ今ヤ本県ニ於テモ病院ヲ創立シ薬品ハ勿論諸器械等マテ精煉貯積シテ深切ニ需用ニ応シ治療ヲ施スノ上ハ病者貴賤ト無ク遠近ト無ク其治ヲ受ヘキノミ

ミ

### 捷

一寄宿シテ療用スル者ハ医者看病人迄昼夜詰切ニテ病室ニ附添療治ヲ初トシ飲食夜具其他ノ事総テ心ヲ尽シ病者ノタメ  
専一二ニイタシ候事

但シ夜具其外共病人ノタメ取揃有之間別段持參ニ不及事

一 寄宿ニテ療治ヲ受ケ候モノ其病症ニヨリ父兄ヲ初其親族同所ニ居留リ介抱イタシ度節ハ掛リ役向工相届ケ許可ヲ受ヘシ其他見舞ノ人ニモ同様役向工相届病人ニ對面可致決テ食物等勝手ニ贈ル間敷事

一 持參ノ荷物必用ノ品ハ格別其余ハ無用タルベシ士人タリトモ療用中刀劍類所持致間敷入院ノ節固ク封印致シ預リ置可申事

一 病室ハ広ク潔ヨキ所工人員程能ク入レ置土農工商身分ノ差別無之候間其旨致承知此方ノ指図次第違背有間敷事

### 定価

一 寄宿病人

一日一人 銀拾五錢

一 寄宿ニ及サル病人ハ診察ノ上ニテ再診ノ日限ヲ定メ薬剤ヲ与ヘ可申事

通ヒ病人ノ定

一 診察料一切差出ニ不及事

一 薬種料

一日分 銀三錢ヨリ五錢迄

但シ無告ノ貧民ハ此例ニ非ス是ニ記スルハ病院規則ノ大略ノミ

名古屋県

辛未八月

病院

(『御触留 明治二一〇五年』愛知県公文書館所蔵)

史料④は、『名古屋市史』に用いられた『棕園時事録』と同様に一次史料的なものであり、この史料のみでは

根拠としては不十分であろう。しかし、山田氏・島岡氏の掘り起こした史料①～③とあわせてみるならば、八月八日に布告された内容が具体化したことを示すものとして『棕園時事録』やこの史料④は、①～③の史料を間接的に補強するものとなる。また、史料⑤については、「本県ニ於テモ昨秋病院ヲ建置レシニ県政改革ノ際一時廃止セラレ」の記述が八月説の傍証として重要である。すなわち、第一に「昨秋」という記述が明らかに五月説よりも八月説の内容に即している。第二に五月説のとる「仮病院は廢藩置県によつて廃止された」という説についてもここでは明確に「県政改革ノ際」としており、仮病院は廢藩置県後に設置されたという八月説と整合する内容となつてゐる。

さらに明治四（一八七一）年八月に制定された史料⑥は、すでに『名古屋大学医学部九十年史』においても全文が紹介されているが、引用の誤りが散見されるので全文をここに掲載した。この規則によるかぎりは患者の診察料のみで病院を経営していくのは相当困難であり、県から何らかの援助があつたであろうことが想像される。

ところが「仮病院は廢藩置県によつて廃止された」という論理を採用する『名古屋大学医学部九十年史』では「名古屋藩仮病院規則」という項目を掲げながら、「この規則は、明治四年八月に定められたのであるが、この時既に廢藩置県（同年七月十四日）の令があり、名古屋藩は名古屋県となつていた」<sup>〔四〕</sup>、という苦しい説明が付されてゐる。つまり、仮病院は廢藩置県によつて廃止されたという先程の『第一報告』中の「病院ハ廢藩ニ由テ閉院」を根拠とする論理はここでは否定されてしまつてゐる。この史料⑥は、初めから八月に設立された仮病院のための規則として制定されたとみるべきであろう。

## おわりに

このようにみるとすると五月説よりも八月説の方がより根拠のあるものであることは明らかであろう。しかし、以下に述べるようないくつかの疑問点・問題点が残される。

第一に井上氏も述べているように、仮病院設立後、十年近くたつていたとはいえ、なぜ『第一報告』は五月設立としてしまったのかという疑問である。これは逆からいえば、『第一報告』はなぜ八月の布告など名古屋県の一連の動きについては言及しなかったのかという問題である。<sup>25</sup>

第二に、非常に重大な問題であるが、名古屋藩仮病院が存在しなかつたとするならば、仮医学校の方ははたして存在したのか、存在したとすれば一体いつ開設されたのかという点が残される。五月説では明確に仮病院の開設に「次テ」仮医学校が開設されたとされていたのに対し、仮医学校の存在を直接証明する県史料（一次史料）

が発見されていない現段階では、八月説からは仮医学校の存在そのものを導き出すことはできない。では、存在したのは仮病院のみで仮医学校は存在しなかつたのかというとそうでもないようである。第一に、すでに『名古屋市史 学芸編』においても述べられているように、明治二年もしくは三年の八月に石井隆庵、中島三伯、伊藤圭介の三名が連署して名古屋市中に西洋医学のための学校を設立して欲しいという建議を提出しており、これは『種痘所用留』<sup>26</sup>に残されている。また、ここでも掲載した史料①の「医術世襲之輩ハ勿論市在之医師ニ至迄ノ御主意ヲ奉戴シ銘ニ奮興普ク洋医ノ医療ヲ精研シ晨昏勉励練熟成立ヲ期シ」という部分が医学教育の振興を呼びかけている。これら二つの資料から、仮医学校設立への当時の気運の高まりが確認されること。第二に、後の千葉

大学長三輪徳寛の自伝や伝記のなかで具体的に仮医学校で張三石について医学を学んだという記述がでてくること。<sup>27</sup>第三に、明治五（一八七二）年六月の『愛知新聞』第一五号附録「愛知県管内一覧概表」において「学校」欄のなかに中学、洋学、女学、小学とならんで「医学」があり、また「生徒」欄には「医学校同（生徒一筆者註）六百六十人余」とあること。<sup>28</sup>以上の点から、存在自体はほぼ間違いないといえよう。しかしながら、これがいつ設立されたのか、ということについては、先に引用した『三輪徳寛』において、八月に「医学講習所」が設置されたとされてはいるものの、現段階においては確定することはできない。

第三に、仮病院の設立に対する名古屋藩もしくは県は主体的に関与していたのかどうか、具体的には設立・維持の費用については負担がなされていたのかどうかという点については、先に触れたように県からいくぶんかの財政的援助がなされていたのではないかということが、「名古屋県 病院規則」から推測されるだけで、それ以上のこととは明らかにされない。

そして、最後に仮病院はなぜ明治五（一八七二）年二月に廃止されたのかという問題が残される。「県政改革ノ際」とは具体的にどのような状況のことをいうのか、この点も今後の課題となることになる。

### 〔註〕

(1) 「沿革略」（『名古屋帝国大学一覧 昭和十六年』五頁）。なお、一九四九年、名古屋大学が新制大学として再出発した際、創立記念日を五月一日から十一月一日に変更しようという動きが学内にあつたものの、結局は五月一日がその後も引き継がれ（「名古屋大学通則」一九四九年七月二三日制定）、現在にいたっている。

(2) 『名古屋帝国大学創立概要』名古屋帝国大学、一九四三年五月一日、二五頁。

(3) 明治五年十二月一日までは旧暦であるので、新暦では一ヶ月ほど遅い日付となることになる。本稿では旧暦による場合には和暦で示すことにする。

(4) 但し、これらの理由は便宜的なものであつたという意見が戦後、新総長田村春吉から提出される。すなわち、第九回創立記念式において田村総長は「五月一日というのは、何も大した根拠のあるものではない。本当は四月一日が創立された日なんです。けれども四月一日は学会の開かれる時で、学術研究に従事している教授諸君、助教授諸君はどうしてもこの日には日本のどこかに開かれる学術の会議に出なければならん。それで都合が悪いから五月一日に一月延ばしたというだけのことなんです」と述べている（「名古屋大学第九回創立記念式総長式辞（速記）」一九四八年五月一日『昭和十四年四月起 告辭・訓辭・祝辭・其他原稿綴』庶務課秘書掛）。

(5) 山田英雄・島岡真「名古屋医学の源流を訪ねて⑦仮病院（仮医学校）設立前後」（『名古屋医学会ニュース』No.7、一九八九年）。

(6) 井上知則「愛知（県）医学校・病院刊『院校報告』についての若干の考察—『学校一覧類』の史料価値検討の一助として—」（『名古屋大学史紀要』第二号、一九九一年、一三六～一三七頁）。

(7) 井上「前掲論文」一五二頁、註29参照。

(8) 『名古屋大学一覧（昭和六三年度・平成元年度）』名古屋大学、三頁。

(9) 『明治初年ヨリ全二十年ニ至ル 愛知病院概況』名古屋市蓬左文庫（徳川家旧蔵）、愛知医学校黙紙に手書きされており、表紙に「御側ヨリ御預」としるされている。

(10) 松沢松哉「愛知県立医学専門学校及愛知病院沿革史」愛知県立医学専門学校校友会『新築開校記念号』一九一四年十二月、一二頁。

(11) たとえば、吉岡剛「愛知の中等教育」（本山幸彦編『明治前期学校成立史－近代日本の中等教育史－』臨川書店、一九六五年）、愛知県教育委員会編『愛知県教育史』第三卷、一九七三年など。

(12) 井上「前掲論文」一五一～一五二頁。

- (13) 「引用書目」(『愛知県公立病院及医学校第一報告』一八八〇年、五頁)。
- (14) 『愛知県公立病院及医学校第一報告』一八八〇年、一頁。
- (15) 青井東平編『名古屋大学医学部九十年史』名古屋大学医学部学友会第五十二回学友大会、一九六一年、一九頁。
- (16) 山田・島岡「前掲論文」一二頁。
- (17) 大田益三『幕末尾張藩医史』名古屋市醫師会、一九四一年、三三二頁。ところが、この文献は別の箇所では五月説を採用している。すなわち、「(名古屋帝国大学医学部の)最初の源泉は、實に明治四年五月、旧名古屋藩評定所を以て仮病院となし、旧高崎藩士張三石を聘して院長となし、続いて元町役所を以て仮医学校となし(後略)」(同書五四頁)と述べているが、これは明らかに『第一報告』の「沿革略」の記述を下地にしているといえよう。
- (18) 鈴木要吾編『三輪徳寛』三輪徳寛先生伝記編纂会、一九三八年、一六頁。
- (19) 名古屋市役所編・発行『名古屋市史 学芸編』一八一五年、一九五〇一九六頁。
- (20) 山田千疇「明治四年 辛未雜記」(『棕園時事録』名古屋市立鶴舞中央図書館所蔵)。
- (21) この『御触留 明治二一~五年』には「壬申二月当県仮病院廃絶相成候事 名古屋県」という記述もみられ、仮病院が明治五年二月に廃止されたことが窺われる。
- (22) 小寺玉鬼は幕末・維新期の小説戯作者。詳しくは、『名古屋市史 人物編二』四二九~四三一頁参照。
- (23) 名古屋大学史編集委員会編『写真集 名古屋大学の歴史 一八七一~一九九一』(名古屋大学出版会、一九九一年)六頁に義病院からの申し出の部分のみ現物写真を掲載してある。
- (24) 前掲『名古屋大学医学部九十年史』一六頁。
- (25) この点に関連して次のような疑問もある。すなわち結果的に五月説を大学内外に広める役割を果たした『名古屋大学医学部九十年史』の筆者は、八月説を知つていながらえて五月説を採用したようにみえることである。それは、井上氏の指摘する仮病院・仮医学校に関する記述のなかの『幕末尾張藩医史』からの引用に際し、八月説に関する部分を故意に削除している点、八月説を採用している『名古屋市史』を参考文献として挙げていることなどから窺える。しかし、『名古屋大学医学

部九十年史』は、この八月説を直接取り上げて否定するという書き方をしていない。したがって、いかなる過程をへて五月説を採用したかはまったく不明である。このことは、同書の執筆に実質的に携わった原進一郎氏がその刊行に先立つて発表した「搖籃時代の医育（一）」（『名古屋大学医学部学友時報』第一二二号、一九五九年八月）や「医学部敢闘史」（『名古屋大学医学部学友時報』第二二九号、一九六〇年四月）においても同様である。

（26）この「西洋医学校設立の建議」は、前掲『写真集 名古屋大学の歴史 一八七一—一九九一』の二二三頁に掲げてある。但し、これは『名古屋市史資料』（名古屋市立鶴舞中央図書館所蔵）として、『種痘所用留』から筆写されたものである。『種痘所用留』の原本の所在は現在不明である。

（27）たとえば三輪は次のように述べている。「明治四年即ち余の十三歳の時、某日叔父蘭医村瀬周一（其子英則今猶ほ医業に従事す）來りて余が家を訪ひ今や世運一転洋医の必要を認むるに至り、名古屋に於ても医学講習所の設立あり、余をして之に入らしむるを勧む、父亦之に応じ同年秋日余を伴ふて名古屋に入れり（中略）直に本町門前左側なる所長軍医長三石（ママ）氏を訪ひ入学料金一円（確ならず）を收め許可を得て入所の手続きを了せり、寄宿舎は町を距て、右側に立てり、此処に起臥せるもの十五、六名にして多くは十七歳より二十二歳、余は最年少者なりき」（三輪徳寛「四十年前の名古屋と今日の名古屋市」『関西医界時報』第八号、一九一三年一月、二三頁）。なお、このほか三輪「余が懐旧談（一）」（『関西医界時報』第七二号、一九一七年一月）二頁および前掲『三輪徳寛』を参照。

（28）「愛知県管内一覽概表」（『愛知新聞』第一五号附録、一八七二年六月、三頁）、名古屋市立鶴舞中央図書館所蔵。但し、この六六〇人余というのはいかにも多すぎるようと思われる。